

犯罪被害者等基本計画検討会における意見及び議論の概要

犯罪被害者等基本計画検討会においては、効率的に議論を進めるため、事前に書面により意見の提出を受け、これらの意見を前提に議論が行われた。そこで、事前に書面により提出された意見の内容を「意見」とし、これらの意見を前提に行われた議論の内容を「議論」とし、その概要を記載した。

犯罪被害者等基本計画検討会の開催状況、配付資料、議事録等は内閣府ホームページに掲載されている。

アドレス <http://www8.cao.go.jp/hanzai/suisin/kihon/index.html>

1 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

【意見】

附帯私訴及び損害賠償命令については、次のような問題点が指摘されており、慎重な検討が必要である。

附帯私訴について

- ・ 検察官の主張・立証等と被害者のそれとが異なる場合に、被告人は検察官・被害者のいずれの主張・立証に対しても防御を行い、裁判所はいずれの主張・立証についても判断することとなるが、現行の刑事訴訟の基本構造（検察官と被告人が当事者として攻撃・防御を行い、中立の裁判所が判断する訴訟構造）の下では解決困難な問題が生ずるのではないか。
- ・ 損害額や過失相殺等の民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果、審理が複雑化し、迅速な刑事裁判の実現を阻害する恐れがあるのではないか。

損害賠償命令について

- ・ その法的性質を刑罰とすると、厳密に被害額等の認定を行わなければならないとなり、民事上の紛争が刑事裁判に持ち込まれることとなるのではないか。
- ・ その法的性質を民事の賠償を命ずるものとしても、民事訴訟と同じく厳密に被害額の認定を行うのであれば、民事紛争上の争点が刑事裁判に持ち込まれる結果、迅速な刑事裁判の実現を阻害する恐れがあるのではないか。

裁判員制度の導入により、殺人等重大事件の刑事裁判が短期間で集中的に裁判されるため、従前にも増して、被害者等に対する賠償等（示談）の道が閉ざされてしまうと思う。附帯私訴制度、損害賠償命令制度は、陪審員制度を導入してい

る国で広く行われており，技術的には問題がない上，損害の（最低）額はある程度定型的に決めることができるので，導入することに何ら支障はない。

深刻な罪体の争いもなく，控訴もされないで確定する大方の事件において，被害者のために簡易迅速に民事判決を獲得する選択肢を提供するということを主眼とした附帯私訴制度の導入を想定したい。それゆえ，民事上の複雑な問題があったり，刑事事件に付随して私訴を行うことが，被害者にとって有利になるとはいえない状況が生じうる場合には，民事裁判所で一審から行う権利ないし選択肢を確保した上で，附帯私訴自体はシンプルな設計でよいと考えている。

検討すべき課題として示されている事項については，基本的には，刑事判決を出した後に民事の証拠法則に基づいて私訴を審理して私訴の判決を言い渡すこととするか，あるいは不都合が生じるような場合には民事担当裁判所に移送することにより，解決することができると考えられる。

起訴された事件の被害者と起訴されない事件の被害者との間や公判請求事件の被害者と略式命令請求事件の被害者との間の不公平感については，附帯私訴に限ったことではなく，起訴された被害者と起訴されない者との間，執行猶予の付いた被告人と付かない被告人の不公平もある。

附帯私訴の有効性・実効性という観点からは，被告人の雇用主であるとか，被告人が少年である場合の親権者なども被告に取り込まなければ，実効的な被害回復に資することにはならないとの指摘があるが，親権者や雇用主を被告とする必要があるのであれば，私訴を提起せず，最初から民事担当裁判所に民事訴訟を提起すれば足りることである。

被害回復に当たり検察官による立証の成果や刑事裁判の結果を活用できるという被害者のニーズに対しては，現行法上，刑事公判記録を閲覧・謄写して利用することが広く可能となっており，また，刑事和解も制度化されたのであるから，まずもって，これらの制度の活用を図ることによって対応するとともに，現行の訴訟構造に合う形での制度の拡充を検討すべきとの意見があるが，現行制度は被害者の損害賠償請求の実現に当たって，適切でも円滑でもないのであって，必要な施策の一環として附帯私訴の導入を行わなければならないものとする。

附帯私訴と損害賠償命令制度の導入には慎重な検討が必要であることは理解できるが，日本の実情にあうよう修正された形，その導入を具体的に検討すべきときが来ているように思う。

附帯私訴制度は，積極論の論拠に比し，消極論の論拠に示される解決困難な問題を帯有する。犯罪被害者等基本法の制定を得て，犯罪被害者の権利利益の保護のための施策が早急に実現されるべきことを考えれば，今次基本計画に掲げるべきではない。

附帯私訴については、刑事裁判と民事裁判における手続に相違点(証明の程度、過失相殺などにおける立証責任の所在、自白法則、控訴審の構造等)があり、同一の手続で行うことに困難を生じる。また、附帯私訴の申立人という当事者が増え、争点も増加するため、被告人側の防御の負担が増大し、訴訟が遅延するおそれがある。憲法上保障された重要な権利である被告人の迅速な裁判を受ける権利(憲法第37条第1項)が損なわれてはならない。

損害賠償命令については、刑事裁判で取り調べた証拠の範囲内で認められる損害額のみで命令を発するものとする、被害者は別途民事訴訟を提起し残額を請求しなければならず、被害の実態に即した有効な救済となり得ない一方で、民事訴訟と同様に損害額の認定を行うものとするれば、民事上の争点が刑事裁判に持ち込まれ、刑事裁判の遅延を招くなど、附帯私訴と同様の問題が生じる。

このように、我が国においてこれらの制度を導入するにはさまざまな問題があることから、導入すべきではない。

犯罪被害者等基本法の精神に鑑みれば、現状に甘んじることなく新たな一步を踏み出すことが前提なのであり、今後、例えば附帯私訴などの諸制度のなかで我が国にふさわしい制度を新たに導入する方向で検討していただく際には、被害者救済の必要性に鑑み、具体的な弊害などが明らかでない限り、条件などを付けて限定的になっても、新制度を導入するということを確認していただきたい。

損害賠償命令は、刑罰の一種として位置付けられ、被害者への補償は二次的な目的にすぎない。被害者の被害回復のためには、被害者が主体的に刑事手続に関与し、簡易迅速に損害賠償請求権を実現できる附帯私訴が必要である。

没収・追徴を利用した損害回復制度は組織犯罪による財産被害者以外は全く対象としておらず、生活維持が困難な殺人遺族や重篤な傷害を負った被害者の損害回復には何ら関係がない。当該制度以外に、生命・身体等重大な被害を被った犯罪被害者等による損害回復をも簡易迅速に実現する手段として附帯私訴制度の導入が不可欠である。

【議論】

附帯私訴の制度の導入につきましては、主な問題の一つといたしまして、現行の刑事訴訟の基本的な構造との関係から生ずるものがございます。つまり、現行の刑事訴訟は公益の代表者たる検察官が刑罰法令の適正な実現を求めて事実を主張・立証し、被告人側がこれに反論して防御するという、いわば二当事者間の攻撃・防御によりまして犯罪事実の存否や内容が明らかとなっていく、これを中立の裁判所が判断するという構造となっております。附帯私訴制度を導入いたしまして、ここに民事上の請求を行う被害者の方々が、検察官とは別にもう一人の当

事者として加わって独自に主張・立証活動を行うということになりますと、3つの方向からの攻撃・防御が行われることになってまいります。検察官からの攻撃とは別に、被害者からの攻撃についても被告人は防御をしなければならないことになり、裁判所は検察官の主張いたします事実関係のほか、被害者の方々の主張する事実関係につきましても、検察官と被告人の刑事に関する攻撃・防御に加え、被害者と被告人の民事に関する攻撃・防御を踏まえて判断をするという極めて複雑な審理を行わなければならないことになりますので、審理が錯綜して真実の発見が困難となったり、裁判がいたずらに長引くなどして、適正かつ迅速な処罰の実現を阻害することになるのではないかと問題でございます。

損害賠償命令の制度の導入につきまして、厳密に被害額を認定し、この支払いを命ずることとするのでございますと、民事上の複雑な争いが刑事裁判に持ち込まれることとなる結果、迅速な刑事裁判の実現を阻害することになるのではないかと問題がございます。例えば、慰謝料や逸失利益等の額については、民事訴訟においてもその認定は必ずしも容易ではございませんが、刑事裁判においてこれらの額についても証拠により厳密に認定することとなりますと、刑事裁判が遅延し、適正かつ迅速な処罰の実現を阻害することになってしまうのではないかと問題がございます。

我が国におきましては、外国で行われております附帯私訴制度や損害賠償命令を導入することにつきましては、種々の問題点が指摘されているところではございますけれども、附帯私訴制度や損害賠償命令制度を導入してほしいとの御要望につきましては、結局、刑事手続の成果を利用することにより損害を回復するための制度を拡充・整備してほしいという点に要点があるものと考えられます。

そこで、没収・追徴を利用して損害回復を図る制度の運用状況を見ながら、この附帯私訴制度や損害賠償命令制度につきましては、なお被害者等の保護・支援のために必要かどうかの検討を続けるべきではないかと考えられます。

今の日本の訴訟制度を見ますと、地裁には88%、簡裁では95%がそのまま一審で刑事裁判を確定してしまっている実情にあるわけで、刑事裁判自体がそんなに複雑になっているわけではありません。民事の裁判が入ったからといって、この構造がそんなにややこしくなるとは思われないわけでありまして、そうして、私たちの考えている附帯私訴というのは、まず刑事事件の裁判をして、そして判決を行い、その後、民事についての裁判を民事の法則に従って行う、こういうようなことを考えておりますので、決して複雑になるということはない。ややこしくなるような複雑なような場合には、普通の民事の法廷へ移送すればいいと考えております。

過失相殺は民事の過失相殺の点が刑事裁判の持ち込まれると非常に複雑になっ

て、迅速な刑事裁判の実現を阻害するとありますけれども、これもこのようにややこしいものは民事裁判に移送すればいいわけでありまして、複雑化することはない。

刑事は事後審で民事は続審という訴訟構造の違いが附帯私訴を導入した場合の控訴審のときにはどうなるだろうかということがありますけれども、刑事の公判は事後審という性質がもちろんあります。しかし、私訴のために新たに証拠調べを行わないので、直ちに判決を言い渡すということであれば、別に民事も刑事も不都合ということはないのであります。そのままの証拠で判決ができるのなら、別に構わない。

民事を特に裁判をしなければいけないということになれば、民事の裁判を分離して移送の申し立てをすればいいということになって、特に不都合はないと考えております。

当事者が違うではないかと、雇い人があった場合なんかはどうするんだと、被告人と雇い人が被告になると、こういうようなことも挙げておられますけれども、これは普通の一般の民事訴訟でやるべきであって、附帯私訴でやるべきではないと思っております。

国選弁護人が附帯私訴の代理人になれるかという問題について、これは将来、検討しなければいけないと思っております。

附帯私訴の件につきまして、いろいろ長所、短所はあろうかと思うんですが、比較考量してどうも短所の方が重たいのではなからうかなと。そうしますと、今、犯罪被害者の救済、犯罪被害者に手を差し伸べるということがかなり焦眉の急として急がなければならないのではなからうかと。そのような場合に、こういう複雑な問題を抱えていながら、これの検討に時間をとられているということはいかがなものかなという感じはしておるわけでございます。

民事を特に裁判をしなければいけないということになれば移送すればいい、それは民事事件でやればいいということになりますと、結局民事事件でやるのかなと。そうすると、大山鳴動してしてネズミ3匹ぐらいという感じがしまして、大騒動して刑事訴訟法を改正して何やかんややってみて、そんなに被害者のためになるんだろうかなという疑問があります。

基本的に、被害者のためになるという制度を設けることについて、反対する人はどなたもいらっしやらないと思います。ですから、それが本当によければよろしいのですが、どうなのかなと。その中でも、一つ二つ申し上げるとすると、控訴した場合には移送すればよろしいんですか。控訴審になった場合は、どなたが、どこの裁判所が裁判するんでしょうかね。一審の裁判官が裁判するのか、二審の裁判官が裁判するのか。それは民事訴訟としては一審になるんでしょうかね。そ

うでないと、審級の利益というものを奪ってしまうことになりますよね。一審の判決が終わってから一審の裁判所がやるとした場合でも、いろいろ抗弁等がありますとかなり長引きますが、裁判官の転勤等を考えますと、もちろんそれがすべてであるわけではないんですけれども、そういった場合、本当にそれが有用な制度になるのかなと。そういうことよりも、むしろ訴訟記録等の民事事件への利用というものについての便宜をよりの確に、明確に図ることによって、裁判の被害者が起こす民事裁判の権利の実現ということは、やはり同等に図られるのではなからうかなという感じはしているということでございます。

今究極の議論をしている実質は、犯罪被害者の方々の犯罪によって被った財産的あるいは精神的損害を迅速、確実かつ効果的に填補できるような仕組みを構築することであると思うんですね。そういう目的から一足飛びに附帯私訴、あるいは損害賠償命令というふうに結びつけるのは、ちょっと性急じゃないかと思えます。なぜその制度でないといけないのかというところが、まだいま一つ理解できないところがあります。

もちろんそれも一つのアイデア、考え方だと思うんですが、ほかに実効性という点で遜色がない、あるいはより實際上効果的で、かつ副作用も小さいものがあればその方が合理的あるいは妥当ではないかなというふうに考えています。

その観点から、附帯私訴ないし損害賠償命令につきましては、やはりなお検討しなければいけない点が多い。場合によっては現行の訴訟のあり方にさまざまな影響を実質的に与えるかもしれないものですので、やはり慎重な検討が必要だろうと思えます。

附帯私訴のメリットのの一つとして、刑事手続の証拠、訴訟記録をそのまま活用して、民事の賠償を迅速に行うということが挙げられると思うんですが、その点では、別の形で、訴訟記録等をそれ自体として利用を容易にするという制度整備というものも可能ではないかなと。

もう一つは、被害者の方が当事者として、民事の当事者なんですけれども、参加され、訴訟で一定の活動をなさるといことかなと思うんですが、ここは検察官と主張に食い違いが起こったような場合にどうするのかという問題もあります。民事裁判所に移送すればいいとの指摘もありますが、その食い違いをどの段階で判断するのかによって違って来るように思います。審理が始まった後、証拠調べの過程で、証拠調べ請求あるいは証人に対する尋問の仕方、あるいはその過程で主張されることなどが食い違ってきた場合、移送ということで済むのかどうかということなんですね。それによって既に審理には影響が及んでいますので、単に移送すれば済むということで済むのかは疑問であるなど。特に数年後に裁判員制度が発足しまして、被害者の方が亡くなられた事件の多く、すべてではない

と思うんですが、その多くが、裁判員制度の対象になる場合に、公判前にいろいろ争点や証拠を整理して、公判審理は迅速かつ集中的に行わなければならないという要請がある中で、途中で食い違いが明らかになった場合に、移送するという事で済むのかどうか。それらの点がもうちょっと慎重に検討しないといけないのではないかなと思っています。

一回的な解決ということが強調されておられますが、その点で、刑事判決の後、民事判決をするということだけでも、審理も分離するのかどうかなんです。刑事についての審理・判決の後に民事についての審理・判決が来るのか、それとも審理は一体としてやって、刑事についての判決をした後、民事についての判決をするということなのか。後者ですと、審理への影響という問題が出てきますし、それによって時間がかかるおそれもある。前者だと、1回で迅速にやるというメリットがどの程度あるのかわからないところがあって、民事の方で刑事の記録とか証拠を利用して審理をするというのとそれほど変わらないようにも思うんですね。

最後に、否認事件とか問題があるような場合は民事裁判所へ移送ということだとすると、自白事件で検察官と被害者の方の考えもそれほど違わない、専らそういう事件で附帯私訴が利用されることになるように思われるんですが、これですと、現在の刑事和解の制度をもっと使いやすいものにする、弁護士さんの援助についても民事法律上の範囲を拡大するとか、刑事事件の記録等をもっと活用できるようにするという事で、かなり賄えそうに思うんですが、そういった方策より、やはり附帯私訴でなければならないという、そのところの理由がちょっとまだ納得いかないというか、理解がまだそこまで十分できない、その段階です。

附帯私訴の制度を持つような国の方たちが受けているのと同じ程度の応援を得られるのであれば、附帯私訴に私はこだわらなくていいと思うんですけれども、それがこの附帯私訴はだめだと言ってすまされてはならないと思います。確かに日本にはいろいろな壁があって、今、附帯私訴が難しいと言った理由の中には、例えば被告人が賠償のことを意識すると訴訟がうまく進まない可能性と言いましたけれども、もし刑事記録が全部また民事で利用できるとなると、そこでも同じような心理的な影響を与えるのかもしれない。ですから、もしこの制度を導入しないというのであれば、結果的にそれと同じレベルの支援が被害者に与えられるようなことを積極的に考えていただきたいと思います。

もしその中で損害賠償や附帯私訴というものを全く扱わないというのであれば、かなりの決意を持って国の方も、ほかのところでちゃんと補償するんだ、あるいはそういうことができない司法制度の中で、被害者が何か自分の権利をちゃんと確保していくためには、例えば手続の面で保護をつけるんだということを決

意することだということもこの場で確認しておきたいと思うんですね。

判決が出まして、ようやく加害者の家族からわずかなお金ですけれども損害賠償をしたい、そういう要望がありました。でも、その遺族は事件からもう数年もたちますのに、それは受け取ってはいません。なぜかといいますと、民事を起こすその前から、家族や周りの人から命をお金に変えるのか、あるいは最低限のお墓を買っただけでも、それは加害者からの損害賠償金によって買ったんだらう、そのようなことを言われ続けているものですから、到底受け取ることにはできないということで、いまだに悩んでいらっしゃるわけですね。

でも、これが例えば附帯私訴のような中で、刑事裁判の中できちんと損害賠償命令が出されるのであれば、加害者に与える刑事罰と同様に経済的な補償も行われて当たり前だ、国が命令をしてくれたんだから自分は安心して受け取ってもいいんだ。そのお金を受け取って、子どもと2人精いっぱいこれから生きていこう、そのように思えるんだと思いますが、それさえも受け取れないでいまだに悩んでいる、そういう被害者の方がたくさんあるわけですね。

あるいは反対に、わずかなお金であっても、出したんだから加害者である自分の減刑のために嘆願書を書けと半強制的に強要されたり、あるいはわずかなお金を出した後、今度は加害者あるいは家族から、お金を出したんだからこれ以上何事も言うなということで脅迫をされているという事例がたくさんあるということをご皆さんにも知っていただきたいと思いました。

何でもかんでも移送するなら最初から民事を起こしたらどうかとの指摘がなされましたが、移送するような例は滅多にないと思っております。そういう例が出てきたならば移送すればいいんじゃないでしょうかと言っているだけです。

刑事の裁判の後で民事の裁判をやると申しましたのは、こういうことです。これは旧法もそうなのでありますが、まず刑事の証拠法によって刑事の裁判をします。もちろん、附帯私訴で民事訴訟は起こしておりますが、刑事の証拠法則に従って刑事の裁判が進んでいるわけです。そして、そこで刑事の判決ができるようになれば、刑事の判決をすればいい。その後、何が問題になるかというと、ほとんど損害額なんです。刑事の判決を原因判決としてそのまま損害賠償の認定の基礎に使えるばそれで事は済む。

簡単な事例ですと、フランスの例なんかを聞きますと、刑事の裁判を終えて、そして二、三時間、裁判官が民事の損害賠償の証拠調べだけして判決をすると、こういうようであります。旧法を見ますと、刑事の裁判と同時にすると書いてありますが、同時にするというのはそういう趣旨であろうと私は思っております。だから、そんなに何日も置いてやるわけではない。何日も置きますと、それは刑事の裁判を終えてから身柄拘束が続くことになりますから、それはそうしない。

そして、刑事の裁判で今まで認定した事実で民事の判決ができるというなら、それはそこから何回か、二、三回か、損害額の裁判だけ民事法則に従ってやって判決すればよいということになりますから、そんなに手間暇かかるものではないと思っております。

もちろん、刑事の裁判の途中で、例えば鑑定人が出てきたと、こういうときにまた民事の裁判のときに出て来てもらうのは気の毒だから、そういうときに一緒にやらせてもらうと、刑事法則に従って民事の質問をさせてもらうということはありません。民事と刑事と並行して審理をするものではないということです。

刑事の裁判でくたくたになって、民事の訴訟をこれ以上起こせないという人がいっぱいあるわけです。刑事の記録を取って、謄写して、それで訴訟を起こせばいいじゃないかとおっしゃいますけれども、それは本当に訴訟、刑事事件の被害者になった者の苦しみを知らない方の発言ではないかと思えます。実際に苦しんだ者は、そう何回も刑事と民事とやっているわけにはいきません。民事裁判を起こすという人は、よっぽどこれではもうおさまらない、これでは仏様に申しわけないというふうな気持ちで起こしている方がほとんどであって、これが刑事と民事と一本でやり、刑事の証拠の90%以上が民事の証拠にそのまま使える、新しく記録の謄写の必要もない、印紙も張る必要もないということになれば、どれだけ助かるかわからないということなんです。ぜひそこをお考えいただきたいと思えます。

刑事和解というのは、裁判所が関与するのではなくて、原告と加害者と被害者が法廷内で話し合っただけで決めることであって、今までも和解をして、公証人役場へ行って、公正証書をつくるというその費用が要らなくなったということとほとんど変わりません。むしろ刑事和解というのは裁判所が関与するものであるから、履行の確保について裁判所が責任を持ってくれるであろうという、そういう錯覚を持っている被害者がたくさんあります。にもかかわらず取れない、これはどうということかと言って、逆に裁判所を恨むようなことがあるので、刑事和解制度ができたからといって、調書状を書いてくれたからといって、これが被害者にとってどれだけ大きなメリットになっているのか、これは私は甚だ疑問だと思っております。

損害賠償命令というのは、これは実際は罰金的一种であって、裁判所が被害者の腹ぐあい、懐ぐあいを見て、幾らぐらい被害者に出せというけれども、実質は国がとるかわりの罰金にすぎないということです。被害者の被害回復には役にたたない。しかも、賠償命令を払わすことによって執行猶予をつけると、こういう方面に利用されて不満があって、極めて小さい事件でない、外国では、アメリカ

でも使われていないと聞いております。だから、この損害賠償命令というのを過大に評価されて、これによって例えば附帯私訴をなしにしろとされると、私どもは大変困るわけです。それから、没収・追徴というのがありますけれども、これも刺し殺された包丁を没収したところで、それを換価してもどれだけの被害弁償になるのかというところ、これもならないと。今言われている没収・追徴は、12条と関係のない没収・追徴ですね、よく言われているのは組織犯罪等におけるものです。だから、12条に言う損害賠償請求と刑事手続との関連を求めるとすれば、附帯私訴しかないと思います。

特定の国の特定の制度を前提にして、それを採用するかしないかとか、あるいはそれを採用してほかのものは一切排除をするとか、そういったことを予定するものではなく、あくまで、我が国にふさわしい制度を基本法の趣旨に沿って整備することを考えていこうというものだとして受け取っています。没収・追徴を利用した損害賠償や損害賠償命令というものも、その一つの参考例として挙げられているにすぎない。附帯私訴が挙げられているのも同様であって、そのような趣旨で骨子に記載されたものと私は理解し、そういう理解のもとに骨子に賛成しました。そういう意味からしますと、これからふさわしいものを考えていこうとするときに、この段階で、いろいろな可能性を排除してしまう、閉ざしてしまうだけの理由はないし、またそうするのは得策でもないと考えます。

没収・追徴を利用した制度につきましては、確かに御指摘のとおり、それによってカバーできるのは限られた範囲の被害者であります。それでカバーできるのは、財産犯等、没収・追徴ができるものに限られるということはそのとおりであり、特に今触れられた、今回法制審議会の方で採択された制度は、組織犯罪対策法の枠内みの話です。それはそうなのですが、しかし、そのような没収・追徴を利用した損害回復の制度を他の犯罪についても設ける方向で拡大していくということは、一つの可能性として考えられ、現に財産犯などによって財産上の被害を受けて困っている被害者がいるわけですから、それによって救済を図っていくというのも、それはそれで、意味のあることだと思っております。カバーする範囲が限られているからといって、そのような可能性を、この段階で排除する理由はないのではないか。そのような方策をとったからといって、ほかの制度は一切とらないでよいという前提には立っていないはずですから。もう一つ、損害賠償命令についても、確かに外国の具体的な制度やその運用には、御指摘のような欠点があるのかもしれませんが、可能性として考えられるのは、そのような特定の国にある制度に限られるわけではなく、例えば、懲役や禁固、罰金といった既存の刑罰と並びの刑罰というふうな位置づけしないで、そういった本刑に付加的な処分ないし付加刑として損害賠償命令の制度を作り、そこに被害者の損害を回復すると

いう機能を盛り込んでいくということは十分考えられるように思います。

2 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

【意見】

公判記録の閲覧謄写を被害者等の権利として定め、被告人・弁護人との関係において不公平にならないように認めるべき。

【議論】

刑事の記録の謄写を裁判所がどこまで許すかというのは、裁判所の裁量にゆだねられておりまして、見せてもらえない場合がかなりあるんです。例えば、否認事件だと全然見せてもらえないというようなこともある。プライバシーに関する部分だから見せないと言われる部分がある。それに対して、被害者は何の不服の申し立て方法もないわけです。

というのは、いわゆる保護法自体が恩恵法であって、権利法になっていないからです。これが権利法になっておれば、裁判所が見せないときには決定を下すでしょうし、その決定に対して不服申し立てという制度があるでしょうけれども、何も無い。いわゆる「ありがとうございます、そうでございますか」ということで引き下がらなければいけない状況ですので、何とかこれを権利法に改めると。少なくとも裁判所の決定に対して不服申し立てする方法を考えていただきたい、こう思います。

犯罪被害者にとって一番情けなく思っているのは、例えば公判記録の閲覧・謄写をするときに、損害賠償請求の訴えを起こすなどその他正当な理由があるときに限られるんですね。経済的問題を正面にいつも出されるんです。これが非常に侮辱的に映るんです。被害者と言えはすぐ金が欲しいのかというふうにとられるということが、被害者が非常に情けない。事実を知りたいということが先にあって記録閲覧を請求するんだけど、それでは写させてくれない。損害賠償請求の訴えを起こすというふうなことが前提となっています。経済的に補償すれば被害者は立ち直られるというふうと考えられると、非常に嫌なわけなんですね。

3 犯罪被害者等に関する情報の保護

【意見】

刑事手続において法律上、被害者や目撃者の氏名、住所、職業、連絡先を原則非公開とし、氏名以外は弁護士にも知らせないようにすることとすべき。

性犯罪など一定の事件では、起訴状朗読の際に被害者を特定できる情報を朗読しないなど配慮する（一般の刑事手続における原則非公開については、さらに慎重な議論を深める必要がある。）。

被害者の氏名、住所、職業がポイントとなって、これを弁護人に知らせないと弁護人の防御権を侵害するおそれがある時は、公判の事前準備の際に、裁判官の命令で、被害者の氏名、住所、職業などを弁護人に知らせるようにすればよいと考える。

現行法上、検察官の起訴状朗読、冒頭陳述、論告により、公開の法廷において被害者の氏名が明らかにされており、また被害者が刑事裁判の証人となる場合には、原則として予め被害者の氏名、住所を被告人に知る機会を与えなければならない（刑事訴訟法299条）。これでは、被害者の氏名を知らない加害者に対しても、被害者の氏名を知らしめることになるばかりか、公開の法廷で傍聴人・マスコミに対し、被害者としてその氏名を公示されることで、被害者は自ら受けた被害を公にされ、精神的な被害を受けることになることから、被害者が希望する場合には、刑事裁判において被害者の氏名を匿名としたまま手続を進行することができ、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名としたまま尋問や質問を行えるような制度について検討すべき。

犯罪被害者は、たとえ加害者が暴力団関係者等でない場合でも、被害後、絶えず、加害者等からお礼参りや嫌がらせをされるのではないかとという恐怖、不安感に悩まされている。被害者にとって、加害者やその関係者に名前や住所等を知られることは耐え難いことで、加害者等に名前や住所を知られたくないために、告訴や被害届の提出を躊躇する被害者も大勢いる。加害者側弁護人や裁判所の理解、協力が得られない場合であっても、被害者の氏名、住所等を絶対的に秘匿する制度を導入すべき。

【議論】

被害者の氏名・住所の原則非公開という点なんですけれども、「検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が知られないようにすることを求める」と、「相手方に対して」というのは、これは当の本人だと思っんですけれども、事件と関係のない一般の傍聴の人たちに広く知られてしまう

ということは防ごうというのはよくわかるんですが、相手方に対してというところなんですか。つまり被告人の側から見た場合、その国の制度として弁護権や防御権というものがあるわけですし、示談をしたいとか、申しわけないと思っ
ていて何とか償いたいというような場合もあるわけでございます。国民の防御権、
弁護権に対する配慮の視点というものを踏まえて、こういったことを検討される
ということをお願いをしたい。

被害者の現住所を加害者側に知られるのが非常に困るということ、怖がるん
ですね。証人も同じなんです。特に相手が暴力団関係の人たちなんかの場合にされ
ると、そういう復讐が怖いものですから、住所はひとつ知らせないのを原則にし
ていただきたいと思います。証人も同様です。

現行の制度といたしましては、報復等の加害行為がなされるおそれがある場合
には、これは法制度としてでございますが、お互い、つまり検察官、弁護人、双
方相手方に対しまして配慮を求めるということができるようになってございま
すけれども、今お話にございましたような加害行為以外でも非常に傷つけられたり
ということに対する配慮に対して、どういった方策があり得るかということござ
いまして、もちろん被害者の安全、あるいは不安感と申しますか、そういったも
のの保護とともに、防御権といった観点からの考慮も当然必要だということござ
いまして、その意味でこれは原則非公開と書いてございますが、私どもとして
もともと公開されているものにつきまして、今あるいは法制上朗読をせざるを得
なかつたりといった事柄につきまして、その辺の被害者への配慮というものをさ
らに進める制度というものを当然被告人等の防御権との調整の中で、導入できな
いかどうかということを検討するというところでございます。

4 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度

【意見】

法務省においては、平成15年9月から、外部の有識者を招いて「犯罪被害者のための施策を研究する会」を開催し、犯罪被害者に対する保護・支援の在り方について調査・研究を行ってきたが、いわゆる公訴参加制度（被害者が独自に証拠請求、証人尋問、忌避、上訴などの訴訟行為を行う制度）については、検察官の主張・立証等と、公訴参加をした被害者のそれとが異なる場合には、審理が錯綜して真実の発見や迅速かつ適正な裁判の実現を阻害することとなるおそれがあるなど、様々な検討すべき課題が指摘されている。法務省としても、このような指摘も踏まえ、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、刑事手続への参加の機会の拡充を求める被害者の御要望等をも十分に踏まえる必要があると考えており、刑事裁判に被害者の意見等をより反映させるため、一定の事項について被害者が刑事手続に直接関与する制度の可否について検討している。

強い被害感情を背景にした刑事裁判不信は、一刻も早く解消しなければならないが、被害者が当事者として訴訟参加し、被告人等に質問したり、証拠請求することなどを求める新たな制度は、我が国の刑事裁判制度の根幹に関わる問題であり、時間を掛けた慎重な議論が求められる。

犯罪被害者等基本法は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」（第3条）ことを宣明しており、制度整備にあたっては、このことを十分踏まえたものとしなければならないが、そのことから直ちに、公訴参加制度の導入が唯一ないし必要不可欠な方策とまで断定するのは性急に過ぎるように思われる。

犯罪への対応が、私的な報復にとどまることなく公的な刑事司法制度として整備され、発展してきたという歴史的な方向性や、公共の関心事であるからこそ、捜査・訴追のための公的機関が設けられ、それに証拠収集等のための強制的な権限も与えられていること、検察官は、犯罪被害者等をも含め社会の利益を代表ないし代理して訴訟当事者としての活動を行うものであることなどにかんがみると、私人訴追の制度を採用することはもちろん、犯罪被害者等が検察官から独立の訴訟当事者として刑事手続に参加し、検察官からは独立に審判対象を設定したり（訴因設定）、移審の効果を生じさせるような訴訟行為（上訴）をするなど、実質的に私人訴追に近くなる制度を採用することには、理論的に問題があるうえ、実際的にみても妥当でないと思われ、賛同し得ない。

検察官の訴追及び訴訟活動について、被害者等が十分な情報を得る機会を確保し、また、これらに被害者等の意見が適切に反映されることを可能とする手続と

して、被害者等の検察官に対する質問及び意見表明制度を新設すべきである。また、被害者等が、この制度による質問ないし意見表明を的確に行うための手続として、公判前に、必要な証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。

被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為（証拠調請求、証人尋問、被告人質問、事実関係を含む意見陳述、求刑、上訴など）を行う制度は、以下の理由から、導入すべきではない。

ア 検察官によるこのような公益的立場からなされる訴追のあり方に、別途、「当事者」ないし「補佐する者」として被害者等が直接加わることは、訴追方針の不整合を生じさせるなど国家刑罰権の適正な行使に影響を及ぼすこととなり、適切でない。

イ 被害者等の直接関与により、検察官の訴追活動と異なる被害者等の訴訟活動が行われれば、被告人の防御すべき対象が拡大することとなり、被告人の立場が非常に厳しいものとなるおそれがある。

ウ 被告人が、被害者や遺族等から怒りや悲しみなど被害者であれば当然に持つであろう感情に支えられた質問を直接に受けたとすると、供述したいことを控えざるを得ないなど、被告人として本来行なうことができる防御活動が萎縮する事態に陥る可能性は否定できない。

エ 法廷で被害者が被告人と直接対峙して感情的な質問や応答がなされた場合、その印象は、特に裁判員裁判においては、一回限り初めて刑事裁判に関与する裁判員の情緒に強く働きかけ、「証拠」に基づいて冷静になされなければならない事実認定について影響を与える可能性は否定できないといわなければならない。

オ 被害者等が複数の場合には、例えば、被害者等の全員が主張立証あるいは質問しようとした場合に公判に要する時間が増加すること、被害者等がそれぞれ異なった観点から主張立証を行った場合に争点が増加し複雑化すること等、訴訟の遅延や被告人の防御の負担の不合理な増大等の問題がさらに拡大することになる。また、こうした不合理を最小限に留めるため関与できる被害者等の数を制限するなどの方策については、どのような基準で制限できるのか、制限の結果関与できなくなった被害者の利益をどう考えるかなど、解決困難な問題が生じることになる。

そもそも現行制度やその運用に不満があるから新たな制度を構築して欲しいというのが被害者の願いであり、これを受けて制定されたのが犯罪被害者等基本法であるにもかかわらず、現行制度との整合性が図れないから、いかなる形の参加制度も全面的に否定するというのは、犯罪被害者等基本法の精神に沿わない。

被告人の防御すべき対象が拡大することになり、被告人の立場が非常に厳しい

ものになる恐れがあるから公訴参加を全面的に否定するとの考えは、被告人の立場のみに配慮した考え方であり、被害者の視点に立った枠組みを新設しようとする犯罪被害者等基本法の精神に合わない。

被害者の質問で被告人の防御活動が萎縮するとの理由は、真実発見のための被害者の質問権の意義を軽視するものである。

事実認定に悪影響を与えることを理由に公訴参加を否定するが、被害者が被告人に質問することにより、事案を多角的に解明できるのであるから、事実認定にかえて有益な影響を与えることになる。

被害者が複数いる場合の問題点を指摘して公訴参加を否定するが、被害者が複数いる場合の問題点は、公訴参加制度特有の問題ではなく、裁判所の訴訟指揮で適切に対応できるし、また、代表者の選定等の条件を付することによっても問題は回避できる。

公訴参加は、当事者として刑事手続に公正に参加する権利に他ならず、公訴参加を認めたからといって、国家に帰属している刑罰権や処罰請求権と何ら矛盾するものではない。

公訴参加を認めると、法廷が混乱し、報復的になるという批判もあるが、公訴参加を導入している先進国では、そのようなことは経験的にも起きておらず、被害者に弁護士を付することを国の費用で強制することにより、また、裁判官の適切な訴訟指揮により、法廷の混乱は防ぐことができる。

公訴参加を認めることによって厳罰化に向かうとの批判もあるが、適切な判決となるかどうかは、裁判官の法曹としての見識にかかっている問題であり、被害者が参加するかどうかとは直接の関係はない。

現行の意見陳述で公訴参加を代替できるのではないかとの意見もあるが、公訴参加と意見陳述とでは、理念や目的が根本的に異なる。

公訴参加は、職権主義を採用するドイツ、フランスならでの制度であり、当事者主義では認められないという主張もあるが、職権主義か当事者主義かという理念的な対立だけで公訴参加を否定することは、被害者の視点を欠いた議論ではない。

被害者の刑事手続への参加の実効性を確保するために、被害者の公判期日への出頭を確保すべく、裁判長はその希望に配慮すべきである。

【議論】

現行の刑事訴訟法は、公益の代表者でございます検察官が刑罰法令の適正な実現を求めて事実を主張・立証する一方で、被告人、弁護人がこれに反論して防御するという、いわば二当事者間の攻撃・防御によりまして、犯罪事実の存否や内

容が明らかとされ、これを中立の裁判所が判断するという構造を採用しております。このような訴訟手続によりまして、迅速かつ適正な刑事裁判の実現を図ろうとしているところでございます。

そこで、仮に公訴参加制度を導入いたしまして、被害者が被告人に対する刑罰権の実現を求めて、検察官とは別にもう1人の当事者として訴訟手続に加わりまして独自に主張・立証活動を行うということになりますと、特に検察官の主張と被害者の主張とが矛盾いたしましたり対立いたしましたりするような場合には、例えば検察官の主張する事実や証拠の請求に対しまして、被害者の方が異議を申し出られる。あるいは、検察官の主張を覆すための反証がなされて、相矛盾する事実が法廷にあらわれるなどいたしますと、被告人に対する刑罰権の実現を求める者同士が相争って、お互いに相矛盾する主張・立証が行われる可能性もございまして、審理が錯綜して真実の発見が阻害されるおそれがあるのではないかと思われます。また、裁判所におかれましては、検察官や被告人、弁護人の主張する事実関係のほかに、被害者の主張される事実関係についても判断しなければならなくなるといったことから裁判が長引くなどいたしまして、迅速かつ適正な処罰の実現を阻害することになるのではないかという問題などがこれまで指摘されておるわけでございます。

このように、我が国におきまして公訴参加制度を導入することにつきましては、種々の問題が指摘されているところでございますけれども、一方で刑事手続への参加の機会の拡充を求められる被害者の方々のお気持ちには十分理解できるところがございまして、これらのご要望などを十分に踏まえ、被害者の方々のご意見を刑事裁判に適正に反映させることが重要であると考えております。

今の制度が被害者にとってまずい制度だという認識のもとに、この基本法は制定したんですよ。例えば、第1条、第2条の被害者のための施策というのに定義が入っていますが、その中に、被害者が「被害に係る刑事に関する手続に適切に関与する」と、これが施策の中にうたわれている。そして、さらに18条においても、手続への参加の機会を拡充するということは、現行の刑事司法制度が被害者を泣かせているという前提に立って議論を重ねた上でできた法律なんですよ。それを、新しい方向に進めることは当然のことであって、現状を前提としたような議論、現状との整合性がどうだから、こうだから、それはできないという話は、もうこの法律ができたときに卒業している意見だと私は思うんです。だから、これをどうやって進めるかという点でやはり考えていかないと、この法の精神が生かされないと私は思います。

「被害者等の刑事手続への関与につきましては、被害者等の検察官に対する質問とか意見表明制度を新設すべきである。そのために、また公判前に、必要な証

拠を閲覧できる制度を導入すべきである。その他の当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為を行う制度は、導入すべきではない。」というのが、日弁連の圧倒的多数の意見である。

大陸法の国の一部というか、イタリアはちょっと形が違って、ドイツのような公訴参加と呼べるような形ではございませんですが、非常に我が国の、これまでの制度のあり方とは相当程度違った大きな問題であることは間違いございませんので、今の時点でもう、いわゆる公訴参加そのものを導入を決めたというふうに見えるということになりますと、それは私どもの本意とするところではないということになるかと思えます。非常に大きな問題でございますので、様々な観点から慎重に議論はさせていただきたいですし、ただ、最初からこういう、今以上に被害者の方々が直接関与できることがあり得ないというふうなことを考えてもおりません。その辺はきちんと検討させていただいた上で、必要な施策を講じさせていただきたいというところでございます。

公訴参加制度というものを採用する可能性を一切否定したということでは当然ない。しかしまた、それでそれを採用するというふうに、この段階で踏み切るのも、やはり性急であるわけで、いろいろな関与の形があり得るのに、それをこの段階でつぶして、一つの方向だけに決めてしまうというのはいかがなものかということであると思う。

「我が国にふさわしい」ということになりますと、例えば構成員も当然ご承知のところと思われましても、参加のあり方につきまして、ドイツとフランスというのは相当程度、もともと違っております。対象も違っております。それとともに、今、当事者主義になったと言われているイタリアのあり方も、もともとの予審を引きずっておりますし、その予審における裁判官のあり方、また当事者主義と言われながら、そこで被害者がどういう関与をしていくかということにつきまして、これは同じ大陸法系の国々で手続的にも同じであろうと思われても、それぞれの国、工夫してやっておるところでございますので、やはり日本にも日本にふさわしい法制度を考えさせていただければと思っております。

バランスの取れた制度であってはじめて、幅広い支持が得られ、その真に意味のある制度が安定した形で構築されるのではないかというのが、私の基本的なものの考え方として、いろいろな問題点を指摘されていることも踏まえながら、最もふさわしい制度を導入する、そういうことでは、恐らく意見が一致するのではないかと思います。

犯罪被害者支援の現場で見えておりますと、その被害者の方が、今ほんのわずかしかない、例えば意見陳述ですとか証言ができるようになった場合、それができた被害者の方は、わずかではあってもその刑事司法に関与できたというこ

とで、とても自責の念を軽くしたり、自分の役割が一つでも果たせたということで、前向きに生きていく被害者の方が大変多いように感じております。ですから、ぜひこの中でも、少しでも多く犯罪被害者の人たちがかわれるような制度を我が国にふさわしく、たくさん盛り込んだものにしていただきたいと心からお願いいたします。

刑事司法というのが公の秩序維持と同時に被害者のためにもあるんだということにしないと、被害者は捜査に協力する意欲も失ってしまいます。だから、刑事司法の本質を公の秩序維持のためと同時に、被害者のためにも存在するというふうにしていただきたいと思っています。

犯罪被害者等基本計画検討会の実施状況

第1回基本計画検討会（平成17年4月28日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【基本方針，重点課題，計画期間等について】

第2回基本計画検討会（平成17年5月23日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【損害回復，経済的支援への取組について】

第3回基本計画検討会（平成17年6月6日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【精神的・身体的被害の回復・防止への取組について】

第4回基本計画検討会（平成17年6月27日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【刑事手続への関与拡充への取組について】

第5回基本計画検討会（平成17年7月11日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【支援等のための体制整備への取組について】

第6回基本計画検討会（平成17年7月26日開催）

- ・基本計画骨子案の検討【国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組等について】

第7回基本計画検討会（平成17年8月2日開催）

- ・基本計画骨子案中間取りまとめの検討

第8回基本計画検討会（平成17年10月11日開催）

- ・基本計画骨子案の検討2【損害回復・経済的支援等への取組等について】

第9回基本計画検討会（平成17年10月25日開催）

- ・基本計画骨子案の検討2【刑事手続への関与拡充への取組等について】

第10回基本計画検討会（平成17年11月7日開催）

- ・基本計画骨子案の検討2【支援等のための体制整備への取組等について】

第11回基本計画検討会（平成17年11月21日開催）

- ・基本計画骨子案まとめの検討